



<http://yamate.or.jp>

保存版

地域密着で68年！信頼と実績の山手葬祭協同組合がお届けするお役立ち情報 Vol.008

●発行日／2018.1.15

Palette

[パレット]

●発行者：山手葬祭協同組合 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-33-3 TEL. 03-3302-1710



<http://yamate.or.jp>

渋谷区勤労者福祉公社様主催 「お葬式のこと知っておこう勉強会」

10/14 開催講座の アンケート結果 を集計しました。皆様と同じ想い？

弁護士 渡辺清朗先生の法律コラム 亡くなられた方の遺産を分割する方法

葬儀ワンポイントアドバイス その8 墓地の種類（1）

ゴウタマブッダのお話 「慈しみ」

税理士 高橋裕義先生の税務コラム 相続後の空家の処分と税金

杉田伊紗武のひとり言 「日本の凄さ！」

たった1日でお葬式の事丸わかり！ 2018年4月21日(土) 葬儀知識基礎講座&検定

開催報告▶ 渋谷区勤労者福祉公社様主催 「お葬式のこと知っておこう勉強会」開催しました。
葬儀の事前相談の勧め 山手葬祭協同組合がお近くの組合員をご紹介します

杉田伊紗武のひとりごと

日本の凄さ！

今日は、日本の凄さを認識していない日本人についてのお話です。先日あるトーキング番組を観ていると、日本に住んで四〇年のアメリカ人の弁護士さんと、中国から来て三〇年日本に住み、帰化された四川大学哲学者の二人の対談が放送されました。長年この国に暮らしたお二人の日本觀はもとより、隣国である中国と韓国の本質や同盟国であるアメリカの思惑など、日本を取り巻く状況も含めながら、これまでの滞在で、日本は世界でも類のない最も素晴らしい国だと確信するに至りました。この冒頭話から始まりました。この二人からの日本への賛美は枚挙にいとまがありません。「東京は間違いなく世界一の都市であり、海外の大物アーティストや国際的な美術展も年中行われ、郊外では四季折々の美しい自然、様々な伝統文化、郷土料理が豊富に楽しめます。また、日本人の正直さ、親切さも、世界ではなかなか見られない国民性である」と語ると、もう一方は：「落とし物をして、多くの多くが手元に帰ってくるという

ことは、世界的にもよく知られていて、警視庁によると昨年現金の落し物として届けられた内、なんと四分の三が持ち主に返還されたという」と話を続けます。「世界中どこを探してもこんな国はありません！」と白熱したトーキング番組をしておられました。とこれだけ豊かな歴史と文化、そして世界第三位の経済大国なのに、なぜ日本人は、総じて自國の評判が低いのだろう：と長年住んでみて思つていなかったのです。もつと言えば、日本人は公に「日本が好きだ」ということを憚つてゐる雰囲気があるのでないかと感じているようでした。

日本人が、眞の自國愛をもつと表現し、積極的に進む道を歩めば、さらに素晴らしい国、強い国になると思う。というようなお話を聞くとき、私たち日本人は、日本人は「日本が好きだ」ということを憚つてゐる雰囲気があるのでないかと感じているようでした。

日本人が、眞の自國愛をもつと表現し、積極的に進む道を歩めば、さらに素晴らしい国、強い国になると思う。というようなお話を聞くとき、私たち日本人は、日本人は「日本が好きだ」ということを憚つてゐる雰囲気があるのでないかと感じているようでした。

(記事／杉田伊紗武)

白国愛は？
誇りは？



One Day
ワンディ講座

2018年

4月21日 土

9時40分開場 10時00分 開始～16時45分 終了予定

受講料 無料

本講座は、葬儀組合の社会事業の一環として開催される講座です。

会場 三茶しゃれなあと (5階スワン)

■東急田園都市線「三軒茶屋駅前」
電話：03-3441-6636 世田谷区太子堂2-16-7

定員 先着30名様

*定員になり次第〆切らせていただきます。予めご了承ください。

●お申込・お問い合わせは……

地域密着で68年！信頼と実績の 山手葬祭協同組合

第8期生

受講申込
受付中!!

第1講座

送ることの大切さ、考え方、家族・本人の心構え。

第2講座

葬儀の基本的な流れを知っておこう。

第3講座 税金

葬儀後の税金についても理解を深めておこう。

第4講座

失敗しないためのアドバイス。

第5講座 法律

家族が困ったことにならないための大切な準備。

検定試験

全5講座で学んだ事の確認テストです。

是非この機会に、ご家族やご友人・知人の方との受講をお薦めします。

午前10時～午後6時(日曜、祝祭日も可)

TEL. 03-3302-1710

いざというときに困らないために
事前相談をお薦めします

お近くの組合員を

ご紹介します

ホームページもご覧ください
<http://yamate.or.jp>

山手葬祭協同組合

事務局 TEL. 03-3302-1710



2017年
10/14(土)
「お葬式のこと知っておこう勉強会」初級編が渋谷区勤労福祉会館にて開催されました。意外と知らない葬儀のこと、思い込みなどで触れないようにしていた部分もあり、事前相談の大切さなどを聞いて目からウロコだったと大変好評を頂きました。もしもの時に不安にならないよう、講座の定期開催も目指しており、講座の定期開催も目指しております。是非ご家族、ご友人、知人などお誘いいただきご参加いただければ大変嬉しい思います。

開催報告

初級編

渋谷区勤労者福祉公社様主催



皆様もお墓を見掛けることがあります。と思いますが、管理運営者によって同じお墓でも色々な特徴があります。その中の代表的な形態の特徴を説明致しますので、これから墓地をお探しの方への参考になれば幸いです。

「墓地」は行政等の許可を得て設けられていて、お骨を埋葬する所、つまり埋葬する場所を意味する事務所や駐車場などを含む施設全体を指すようです。また「墓所」とはその「墓地」の中での個々のお墓を建てる為に区画整備されている場所、つまり埋葬する場所を意味す



(記事／清水敬哲)

葬儀ワンポイントアドバイス

墓地の種類・1

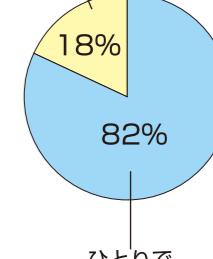
2017年10月に開催された渋谷区勤労者福祉公社様主催の「お葬式のこと知っておこう勉強会」アンケート結果

講座修了後に、受講生の皆様にアンケートをお願いしています。その結果をまとめましたのでご報告します。

	お葬式の事で不安や心配に思っていた	受講後、不安や心配が解消した
準備について	10 (名)	10 (名)
葬儀社選び	12	7
事前相談	4	6
心構え	3	8
形式や規模	5	3
亡くなった直後の対応	13	7
葬儀費用	11	3
家族との話し合い	3	3
相続について	3	0
葬儀後の各種手続	10	5
墓所について	4	0

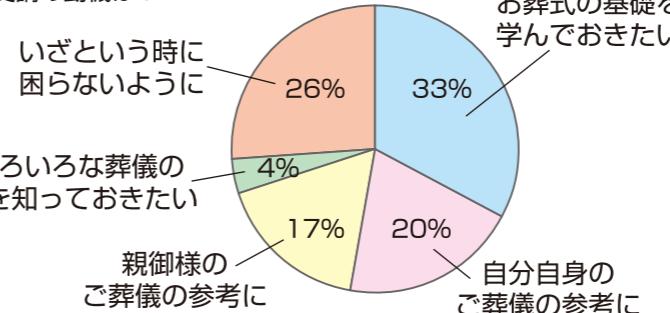
- 本日はどなたといらっしゃいましたか?

ご夫婦で

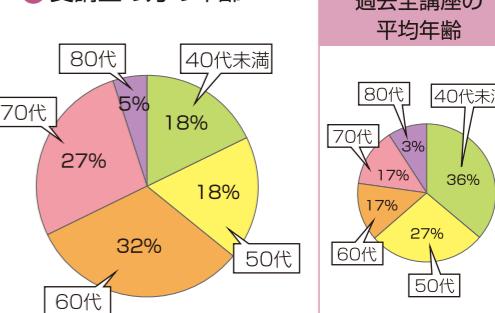


ひとりで

受講の動機は?



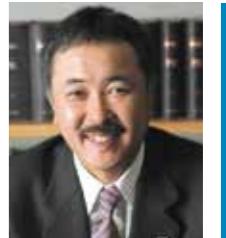
受講生の方の年齢



過去全講座の平均年齢

その他のご意見（一例）

- ・葬儀の役割とは何なのか、旅立つ方と残された方が「いのち」について考える機会に……大変参考になりました。
- ・生前に準備することはタブーのイメージでしたが、いざという時のために家族で話し合っておくのは大事だと痛感しました。
- ・事前相談の必要性を感じました。
- ・葬儀とは誰のために行うのか、をハッキリと認識出来ました。
- ・葬儀費用のことばかり気にしていましたが、どう執り行うかが大切で、葬儀社の方たちとのコミュニケーションの中で、様々な角度から自分たちがやりたい葬儀を相談しておくことが結局は、納得できる葬儀に繋がるのではないかと感じました。



弁護士 渡邊清朗

法律

亡くなられた方の遺産を分割する方法

皆さん、こんにちは。

今回は、亡くなられた方の遺産を分割する方法についてご説明します。

まずは、遺言書が存在する場合に分割する方法についてご説明します。

相続人が何人かいる場合に、相続人間で協議を行い、遺産を分割する必要があります。遺言書がなければ、相続人が何人かいる場合に遺言に基づき、遺産分割を行います。

まず、遺言書が存在する場合に分割する方法についてご説明します。

なお、銀行や証券会社等によつては、自社の書式による協議書にて記載することができます。遺産である不動産の移転登記手続や預金の払戻し、名義変更手続等を行うことができます。

遺産分割協議書には、相続人の誰がどの財産を相続するかを特定して記載することが必要です。遺産が後に発見された場合の分配方法についても記載しておくことが望ましいと思います。

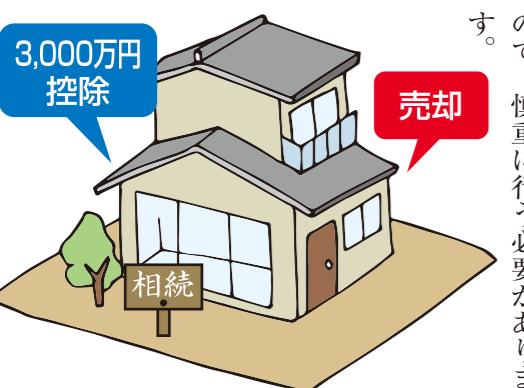


そこで、相続人全員が遺産分割協議書に署名・押印（実印）をすることが必要です。不動産の相続登記申請には、遺産分割協議書と印鑑証明書が必要となります。

各人の印鑑証明書を添付することとなります。また、遺産分割協議書は、相続人の人数分作成する必要があります。

停・審判を申し立てることになりますが通常です。

そして、相続人全員が遺産分割協議書に署名・押印（実印）をすることが必要です。不動産の相続登記申請には、遺産分割協議書と印鑑証明書が必要となります。



3,000万円控除

売却

すべての命の動くもの動かないものの、長いもの短いもの、大きなものの中くらいのもの小さなもの、見たことあるもの見たことないもの、遠くにいるもの近くにいるもの、生まれているもの生まれてくるものが、生きとし生けるものすべてが幸福でありますように。この章はブッダの想いが詰まっています。

税務

相続後の空家の処分と税金



税理士 高橋裕義

最近話題の空き家ですが、空き家については、平成28年より、「相続した空き家の譲渡所得の3000万円控除」という制度が設けられました。この制度は、一定の空家を売った場合や、空家を取り壊してその敷地である土地を所定の期間内に売った場合に、確定申告の際、譲渡益から3000万円が控除できる制度です。

また、相続税では、従来より「小規模宅地の評価減」があります。故人に同居の相続人がおり、その土地について原則80%の評価減を受けられます。

この2つの特例をうまく使うことで、空家の相続から処分、相続人の分配までが、節税をしながらスマートに行えます。例えば、高齢の親が1人暮らしの場合、親が亡くなつた後、その土地を処分